

平成 30 年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果

令和元年 11 月 21 日
独立行政法人評価制度委員会

- 1 主務大臣による平成 30 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）、30 年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）及び国立研究開発法人の中間期間終了時までの中長期目標期間における業務の実績に係る評価（中長期目標期間中間評価）について、
 - ・ A 以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
 - ・ C 以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか等の観点から点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。
- 2 点検においては、
 - ・ A 以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。中には、評定に至った根拠の記述が十分でない項目が見られたが、所管府省への確認の結果、評定に至った根拠に一定の合理性を見いだすことができた。
 - ・ C 以下の評定について、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。中には、記述が十分でない項目が見られたが、所管府省への確認の結果、改善方策等の具体的な内容を把握することができた。
- 3 なお、情報セキュリティ対策に関する取組及び調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、
 - ・ 情報セキュリティ対策について、いずれの法人も評価が実施されており、情報セキュリティに関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 2 法人については、改善方策等が記述されていた。
 - ・ 調達等合理化について、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由に C 以下の評定が付されている 2 法人については、改善方策等が記述されていた。

4 委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

評価を実施したことのみに満足することなく、評価結果に基づいて、法人の良い取組については継続し、又は更に高い目標を目指し、改善すべき事項が確認された場合には、目標達成に向けたより優れた取組や工夫を行うなどの見直し方策を講ずるといったように、PDCAサイクルを回す中でより高みを目指していく、いわば螺旋状に改善する形で評価を適切に機能させることを目指すべきである。

主務大臣におかれては、今回の点検結果を踏まえて、来年度以降の評価を適切に実施されたい。

(参考)

年度評価、期間実績評価及び中長期目標期間中間評価における評定の状況

表 1 年度評価の結果

表 1-① 府省別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 29年度	
内閣府 (3)	-	16	47	-	-	63	25.4	23.8
消費者庁 (1)	-	-	19	1	-	20	-	10.6
総務省 (3)	2	8	27	-	-	37	27.0	25.0
外務省 (2)	3	9	14	1	-	27	44.4	45.2
財務省 (3)	-	6	39	3	-	48	12.5	22.8
文部科学省 (23)	9	62	217	2	-	290	24.5	26.4
厚生労働省 (17)	11	42	107	4	-	164	32.3	26.9
農林水産省 (9)	-	22	108	2	-	132	16.7	18.3
経済産業省 (9)	1	21	44	-	-	66	33.3	24.0
国土交通省 (15)	-	33	140	7	-	180	18.3	18.3
環境省 (2)	-	5	17	-	-	22	22.7	24.4
防衛省 (1)	-	-	19	-	-	19	-	-
合計 (88)	26	224	798	20	-	1,068	23.4	22.9

(注) 1 「区分」欄の括弧内は、所管別の独立行政法人数を表す。なお、文部科学省所管の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を含む。

2 「(参考) 29年度」欄には、平成 29 年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、29 年度と 30 年度では、評価単位や法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

表 1-② 法人類型別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 29年度	
中期目標管理法人 (54)	9	104	535	12	-	660	17.1	15.4
国立研究開発法人 (27)	17	101	172	3	-	293	40.3	41.6
行政執行法人 (7)	-	19	91	5	-	115	16.5	22.9
合計 (88)	26	224	798	20	-	1,068	23.4	22.9

(注) 1 「区分」欄の括弧内は、類型別の独立行政法人数を表す。なお、中期目標管理法人の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を含む。

2 「(参考) 29年度」欄には、平成 29 年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、29 年度と 30 年度では、評価単位や法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

表1-③ 業務別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) 29年度	
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	26	188	279	2	-	495	43.2	36.3
サービスの質の向上 (中期目標管理法)	9	83	207	2	-	301	30.6	23.7
サービスの質の向上 (行政執行法人)	-	16	21	-	-	37	43.2	40.3
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	17	89	51	-	-	157	67.5	64.2
業務運営の効率化	-	13	185	6	-	204	6.4	3.8
財務内容の改善	-	9	122	3	-	134	6.7	6.0
その他業務運営	-	14	212	9	-	235	6.0	5.4
合計 (88)	26	224	798	20	-	1,068	23.4	22.9

(注) 1 「区分」「合計」欄の括弧内は、独立行政法人の合計数を表す。なお、当該法人数には、日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)を含む。

2 「(参考) 29年度」欄には、平成29年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、29年度と30年度では、評価単位や法人の中(長)期目標の変更等により評価項目数(母数)に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

表2 期間実績評価及び中長期目標期間中間評価の結果

表2-① 府省別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合
	S	A	B	C	D		
文部科学省 (5)	-	20	95	3	-	118	16.9
厚生労働省 (4)	2	11	34	1	-	48	27.1
経済産業省 (2)	-	7	5	-	-	12	58.3
国土交通省 (2)	-	6	26	4	-	36	16.7
環境省 (1)	-	2	8	-	-	10	20.0
合計 (14)	2	46	168	8	-	224	21.4

(注) 「区分」欄の括弧内は、所管別の独立行政法人数を表す(文部科学省の法人数に、中長期目標期間中間評価を実施した日本原子力研究開発機構が含まれている)。

表2-② 法人類型別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法 (12)	2	28	151	5	-	186	16.1
国立研究開発法人 (2)	-	18	17	3	-	38	47.4
合計 (14)	2	46	168	8	-	224	21.4

(注) 「区分」欄の括弧内は、類型別の独立行政法人数を表す(国立研究開発法人の法人数に、中長期目標期間中間評価を実施した日本原子力研究開発機構が含まれている)。

表2-③ 業務別

(単位：項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以 上の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	2	42	94	1	-	139	31.7
サービスの質の向上 (中期目標管理法)	2	24	85	1	-	112	23.2
研究開発成果の最大化 (国立研究開発法人)	-	18	9	-	-	27	66.7
業務運営の効率化	-	2	35	3	-	40	5.0
財務内容の改善	-	2	22	3	-	27	7.4
その他業務運営	-	-	17	1	-	18	-
合計 (14)	2	46	168	8	-	224	21.4

(注) 「区分」「合計」欄の括弧内は、独立行政法人数を表す。

表3 年度評価における情報セキュリティ対策及び調達等合理化に関する取組の評定

(単位：法人)

区分	評定数				
	S	A	B	C	D
情報セキュリティ対策	- (-)	3 (-)	80 (24)	4 (2)	- (-)
調達等合理化	- (-)	4 (-)	78 (24)	5 (2)	- (-)

(注) 評定数欄の括弧内は情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組を単独の評価単位としている法人数を表す。

その他の法人は、「内部統制」や「その他業務運営に関する重要事項」等の項目において、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組と他の業務実績とをまとめて評価している。このため、情報セキュリティ対策又は調達等合理化に関する取組以外の実績をもとに標準の「B」以外の評定が付されている法人がある。